

令和3年度監査等年間計画

第1 監査等の実施方針

大分県監査委員は、従来から一貫して「監査の質の向上が行政の質の向上の下支え」となるよう、県民に信頼され行政に役立つ監査を目指して取り組んでいる。

監査等の実施にあたっては、内部統制の状況を確認しつつ、法令等に適合し（合規性）、適正に行われているか（正確性）の視点はもとより、無駄なく効率的に執行されているかなどのいわゆる3E（経済性、効率性及び有効性）の視点も考慮した効果のある監査等を行う。

また、これまで以上にリスクの高い分野に着目し監査するほか、新たに電子データを活用した事前調査を行うなど、より網羅的で効果的な監査に取り組む。

なお、監査の実効性を確保するため、監査委員事務局職員の専門性や質の向上を図るとともに、各部局が積極的に是正・改善に取り組むよう、過去の監査のフォローアップに努め、監査等の結果については、わかりやすく県民に情報提供していく。

第2 監査等の種類ごとの実施計画（「各監査等の目的」については、別紙参照）

1 財務監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のとおり実施する。

(1) 定期監査

ア 監査対象機関 270機関（うち書面監査は50機関）とする。

※県立学校及び警察署等を含む。

イ 監査実施時期 令和3年5月から令和4年1月までとする。

ウ 監査実施体制

(ア) 委員監査（実地監査又は書面監査）

職員監査の結果を踏まえ、原則として複数の監査委員で行う実地監査又は単独の監査委員で行う書面監査により行う。

(イ) 職員監査（実地監査）

監査対象機関ごとに、複数の職員で班を編成し、原則として実地監査により行う。

エ 監査重点項目

監査に当たっては、過去の監査結果等を踏まえ、リスクが高い事務、是正効果が大きい事務等の中から重点項目を設定し、実施する。

(ア) 収入 税外未収債権の管理

・税外未収債権の管理事務が適正に行われているか。

(イ) 支出 庁舎等の維持管理に係る委託契約

・保守点検結果に基づき設備等の修理・改修が適切に実施されているか。

(2) 臨時監査

ア 監査対象事務 現金出納事務及び事務費の支出とする。

イ 監査対象機関 おおむね30機関とする。

ウ 監査実施時期 令和3年4月から令和4年2月までとする。

エ 監査実施体制

(ア) 職員監査（実地監査）

監査対象機関ごとに、複数の職員で班を編成し、実地監査により行う。

2 行政監査

ア 監査対象事務

県政における重要性、将来性及び適時性を考慮し、かつ、これまでの財務監査・行政監査等の結果を踏まえ、特定の事務を監査テーマとして選定する。

イ 監査対象機関 監査テーマに係る業務主管課及び必要と認められる課・地方機関等とする。

ウ 監査実施時期 おおむね令和3年9月から12月までとする。

エ 監査実施体制

(ア) 委員監査（実地監査又は書面監査）

職員監査の結果を踏まえ、原則として複数の監査委員で行う実地監査又は単独の監査委員で行う書面監査により行う。

(イ) 職員監査（実地監査又は書面監査）

原則として監査対象機関ごとに、複数の職員で班を編成し、実地監査又は書面監査により行う。

3 財政的援助団体等監査

- ア 監査対象団体 リスクの内容・程度等を考慮し、おおむね50団体を選定する。
- イ 監査実施時期 令和3年9月から令和4年2月までとする。
- ウ 監査実施体制
- (ア) 委員監査（実地監査又は書面監査）
監査対象団体の業務や財政的援助等の内容を勘案し、職員監査の結果を踏まえ、原則として複数の監査委員で行う実地監査又は単独の監査委員で行う書面監査により行う。
- (イ) 職員監査（実地監査）
監査対象団体ごとに、複数の職員で班を編成し、原則として実地監査により行う。
なお、出資団体に対する実地監査においては、公認会計士等の専門家の活用を図る。
- エ 監査重点項目
監査に当たっては、過去の監査結果等を踏まえ、県の関与の状況と併せ、監査対象団体ごとに以下のとおり重点項目を設定し、実施する。
- (ア) 出資団体
- ・経営成績及び財政状態は良好か（経営上のリスクの確認等）
 - ・決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか
 - ・経理事務について内部けん制組織、点検・照合体制が確立され有効に機能しているか
- (イ) 補助金等交付団体
- ・事業は、事業計画に従って実施され、効果が上げられているか
 - ・領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か
 - ・補助金等で取得した財産の管理及び活用は適切か
- (ウ) 公の施設の管理を行わせている団体
- ・協定等に基づく義務の履行（県との協議、通知、各種報告等）は適切に行われているか
 - ・施設使用等の許認可及び使用料金の収納事務は、条例等の規程に従い適切になされているか

4 決算審査

(1) 歳入歳出決算審査

- ア 審査対象
一般会計及び特別会計の令和2年度決算とする。
- イ 審査実施時期
令和3年7月から8月までとし、8月末までに監査委員の意見を付けて知事に回付する。
- (2) 企業会計決算審査
- ア 審査対象
病院事業会計、電気事業会計及び工業用水道事業会計の令和2年度決算とする。
- イ 審査実施時期
令和3年6月から7月までとし、7月末までに監査委員の意見を付けて知事に回付する。

5 例月出納検査

- ア 検査対象
普通会計（一般会計、特別会計及び基金）及び公営企業会計（病院事業会計、電気事業会計及び工業用水道事業会計）とする。
- イ 検査実施時期
原則毎月28日に実施する。
なお、普通会計については、6月、10月及び2月に、公営企業会計については、5月、10月、2月に実地検査を行ない、その他の月においては書面検査とする。
- ウ 検査実施体制
- (ア) 委員検査（実地検査又は書面検査）
監査委員が、検査対象機関（会計管理局、病院局及び企業局）から提出された検査資料に基づき、検査対象機関の職員から直接説明を求めて、検査を行う。
- (イ) 職員検査（書面検査）
職員が、検査対象機関から提出された検査資料に基づき検査を行い、

「職員検査結果報告書」を作成し、監査委員に報告する。

- 6 基金運用状況審査
 ア 審査対象
 大分県土地開発基金及び大分県美術品取得基金とする。
 イ 審査実施時期
 令和3年7月から8月までとし、8月末までに監査委員の意見を付けて知事に回付する。
- 7 健全化判断比率等審査
 ア 審査対象
 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業の資金不足比率とする。
 イ 審査実施時期
 令和3年7月から8月までとし、8月末までに監査委員の意見を付けて知事に回付する。
- 8 内部統制評価報告書審査
 ア 審査対象
 大分県における内部統制に関する方針（令和2年3月19日）に記載されている内部統制の対象事務のうち、財務に関する事務とする。
 イ 審査実施時期
 令和3年5月から7月までとし、8月末までに監査委員の意見を付けて知事に回付する。

第3 各監査等の対象年度、実施時期及び報告等時期

監査等種別	対象年度	実施時期	報告等時期
財務監査（定期監査）	—	令和3年5月 ～令和4年1月	原則年2回
財務監査（臨時監査）	—	令和3年4月 ～令和4年2月	令和4年3月
行政監査	—	令和3年9月 ～12月	令和4年2月
財政的援助団体等監査	原則として、 監査実施年度の 前年度	令和3年9月 ～令和4年2月	令和4年3月
決算審査 （歳入歳出決算審査）	令和2年度	令和3年7月 ～8月	令和3年8月
決算審査 （企業会計決算審査）	令和2年度	令和3年6月 ～7月	令和3年7月
例月出納検査	令和2年度 ～令和3年度	原則毎月28日	毎月
基金運用状況審査	令和2年度	令和3年7月 ～8月	令和3年8月
健全化判断比率等審査	令和2年度	令和3年7月 ～8月	令和3年8月
内部統制評価報告書審査	令和2年度	令和3年5月 ～7月	令和3年8月
監査結果に基づき知事等が講じた措置			随時

(別紙)

○各監査等の目的（大分県監査委員監査基準第5条）

「法」は地方自治法（昭和22年法律第67号）、「地公企法」は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、「健全化法」は地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）

- 一 財務監査（法第199条第1項）
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的とする。
※ 定期監査は法第199条第4項の規定により毎会計年度1回以上行う財務監査、臨時監査は法第199条第5項の規定に基づき随時行う財務監査
- 二 行政監査（法第199条第2項）
事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的とする。
- 三 財政的援助団体等監査（法第199条第7項）
県が財政的援助を与えている団体並びに県が出資し又は支払保証を与えている団体、県が受益権を有する不動産信託の受託者及び県が公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助又は出資等に係るものが、当該財政的援助又は出資等の目的に従い、適正に行われているかどうかを監査することを目的とする。
- 四 決算審査
イ 歳入歳出決算審査（法第233条第2項）
決算書その他決算関係書類の計数を確認し、予算が適正かつ効率的に執行されているか審査することを目的とする。
ロ 企業会計決算審査（地公企法第30条第2項）
決算書その他決算関係書類の計数を確認し、それらが経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、経営活動は経済性の発揮及び公共性の確保がなされているか審査することを目的とする。
- 五 例月出納検査（法第235条の2第1項）
会計管理者、病院局長及び企業局長から提出された検査資料に基づき、毎月の計数を確認し現金の出納事務が適正に行われているか、県の財政収支の動態はどうか検査することを目的とする。
- 六 基金運用状況審査（法第241条第5項）
基金運用状況書その他関係諸表の計数を確認するとともに、基金の運用が設置目的に従い、適正かつ効率的に行われているかどうか審査することを目的とする。
※ ここでいう「基金」とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を指す（法第241条第1項）。
- 七 健全化判断比率等審査
イ 健全化判断比率審査（健全化法第3条第1項）
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、当該比率が適正に算定されているかを審査することを目的とする。
ロ 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項）
資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、当該比率が適正に算定されているかを審査することを目的とする。
- 八 内部統制評価報告書審査（法第150条第5項）
内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査することを目的とする。